

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日ときは、  
翌日の翌日)

目次  
◇規則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

## 規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年五月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第三十二号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二

月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項第一号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
ない。

一 入居申込者及び条例第五条第一号に規定する親族(以下「同居親族」という。)の市町村長又は税務署長の所得証明書、源泉徴収票、給与支給証明書その他収入を証明する書類

二 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)第一条第三号イからニまでに規定する者(以下「控除対象者」という。)がある場合において、前号の書類で控除対象者の証明ができないときは、これを証明する書類

三 入居申込者及び同居親族の住民票の写し

四 現に住宅に困窮していることを証明する書類

五 条例第七条第四項に該当する者(条例第四条に規定する事由に係る者以外の者に限る。)にあつては、これを証明する書類(前各号の書類でこれを証明することができる場合を除く。)

六 その他知事が必要と認める書類

第二条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項第二号の入居申込書には、前項各号に掲げる書類及び条例第四条第一号から第五号までに掲げる事由に該当することを証明する書類を添付しなければならない。

4 第一項第三号の入居申込書には、第二項第一号、第二号及び第六号に掲げる書類を添付しなければならない。

第八条の四第一項中「入居家族全員の過去一年間の収入報告書及び給

与支給証明書その他の収入の状況を証明するに足る書面」を「その理由を証明する書類」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第十四条第一項中「三月二十一日」を「六月五日」に、「三月末日」を「六月十五日」に、「三月一日」を「六月一日」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第十九条第一項の規定による収入基準超過の決定の通知及び同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による収入基準超過の決定の更正の通知は、それぞれ収入基準超過決定通知書（様式第二十三号）又は収入基準超過決定更正通知書（様式第二十四号）により行うものとする。

第十四条に次の一項を加える。

3 条例第十九条第二項の規定による収入に関する報告は、収入報告書（様式第二十五号）に第二条第二項第一号、第二号及び第六号に掲げる書類を添付してしなければならない。

第十四条の二中「様式第二十六号の二」を「様式第二十六号」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十四条の三中「（様式第二十六号の三）を」を「（様式第二十六号の二）にその理由を証明する書類を添付して」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。





様式第三号中「様式第三号」を「様式第三号(第二条関係)」に改める。  
 様式第四号中「様式第四号」を「様式第四号(第二条関係)」に改める。  
 様式第五号中「様式第五号」を「様式第五号(第二条関係)」に改める。  
 様式第六号中「様式第六号」を「様式第六号(第四条関係)」に改める。  
 様式第七号中「様式第七号」を「様式第七号(第五条関係)」に改める。  
 様式第八号中「様式第八号」を「様式第八号(第六条関係)」に改める。  
 様式第九号中「様式第九号」を「様式第九号(第六条関係)」に改める。  
 様式第十号中「藤井清一郎」を「藤井清一郎(藤井清一郎)」に、「藤井清一郎」を「藤井清一郎」に改める。  
 様式第十号の二中「様式第十号の二」を「藤井清一郎の二」(藤井清一郎)に改める。  
 様式第十号の三中「様式第十号の三」を「藤井清一郎の三」(藤井清一郎)に改める。  
 様式第十一号中「様式第十一号」を「様式第十一号(第八条の四関係)」に改める。  
 様式第十二号中「様式第十二号」を「様式第十二号(第八条の四関係)」に改める。  
 様式第十三号中「様式第十三号」を「様式第十三号(第八条の四関係)」に改める。  
 様式第十四号中「様式第十四号」を「様式第十四号(第八条の四関係)」に改める。  
 様式第十五号中「様式第十五号」を「様式第十五号(第九条関係)」に改める。  
 様式第十六号中「様式第十六号」を「様式第十六号(第十条関係)」に改める。

改める。  
 様式第十七号中「様式第十七号」を「様式第十七号(第十条関係)」に改める。  
 様式第十八号中「様式第十八号」を「様式第十八号(第十一条関係)」に改める。  
 様式第十九号中「様式第十九号」を「様式第十九号(第十一条関係)」に改める。  
 様式第二十号中「様式第二十号」を「様式第二十号(第十二条関係)」に改める。  
 様式第二十一号中「様式第二十一号」を「様式第二十一号(第十二条関係)」に改める。  
 様式第二十二号中「様式第二十二号」を「様式第二十二号(第十三条関係)」に改める。  
 様式第二十三号から様式第二十六号の二までを次のように改める。

様式第二十三号 (第十四条関係)

収 入 基 準 超 過 決 定 通 知 書

発 第 号

第 種 団地第 号  
殿

あなたの収入は、次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第3項の収入基準を超えているので、同条例同条第1項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 圃

団地名	第 種	団地			
年間総所得金額(A)		円	控 除 額 (B)		円
収入月額 $\frac{(A)-(B)}{12}$		円	収 入 基 準 額		円
家 賃 (C)		円	割 増 賃 料 の 倍 率 (D)		
割増賃料の額(C)×(D)		円	収入基準超過決定(認定)日	年 月 日	
所 得 の 内 訳	入居者及び同居親族の氏名	年間所得金額	控 除 の 内 訳	控 除 の 事 由	控 除 額
		円		同居親族又は扶養親族等	円
				老人扶養親族	
				障害者(特別障害者)	
				老年者又は寡婦	
	計			計	
摘 要					

様式第二十四号 (第十四条関係)

収入基準超過決定更正通知書

受 第 号

第 種 団地第 号  
殿

年 月 日付で意見の申出のあつた収入基準超過決定について、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条第4項(第5項)の規定により次のとおり更正を決定したので、同条例第19条第4項(第7項において準用する第4項)の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 團

団地名	第 種	団地		
年間総所得金額(A)	円	控 除 額 (B)	円	
収入月額 $\frac{(A)-(B)}{12}$	円	収 入 基 準 額	円	
家 賃 (C)	円	割増賃料の倍率(D)		
割増賃料の額(C)×(D)	円	収入基準超過決定(認定)日(収入基準超過額がなくなった(減少した)日)	年 月 日	
所得の内訳	入居者及び同居親族の氏名	年間所得金額	控 除 の 事 由	控 除 額
		円	同居親族又は扶養親族等	円
			老人扶養親族	
			障害者(特別障害者)	
			老年者又は寡婦	
	計		計	
摘 要				



様式第二十六号 (第十四条の二関係)

高 額 所 得 通 知 書

発 第 号

第 種 団地第 号  
殿

あなたの収入は、次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第19条の2第1項に定める収入の基準を超えているので、同条例同条同項の規定により通知します。

年 月 日

職 氏 名 園

団地名		第 種		団地			
年次	入居者及び同居親族の氏名	年間所得金額(A)	公営住宅法施行令第6条の3第2項の控除(B)	公営住宅法施行令第1条第3号の控除		収入月額 (A)-(B)-(C) 12	
				控除の事由	控除額(C)		
一 年 次		円	円	同居親族又は扶養親族等	円	円	
				老人扶養親族			
				障害者(特別障害者)		高額所得者の 収入基準額	
				老年者又は寡婦			
	計			計		円	
二 年 次				同居親族又は扶養親族等		収入月額 (A)-(B)-(C) 12	
				老人扶養親族			
				障害者(特別障害者)		円	
				老年者又は寡婦			
	計			計		円	
摘 要							

## 様式第二十六号の二 (第十四条の三関係)

## 高 額 所 得 者 明 渡 期 限 延 長 申 出 書

職 氏 名 殿

次のとおり県営住宅の明渡しの期限を延長していただきたいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第21条の2第3項の規定により、関係書類を添えて申し出ます。

年 月 日

第 種 団地第 号

入居者 氏名

㊟

明 渡 期 限	年 月 日
申出に係る期限	年 月 日
申 出 の 理 由	

備考 申出の理由を証明する書類を添付してください。

様式第二十六号の三を削る。

様式第二十七号中「様式第二十七号」を「様式第二十七号（第十五条関係）」に改める。

様式第二十八号中「様式第二十八号」を「様式第二十八号（第十六条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。